

すまいと
おみせの
積立保険

リブロック

REBLOCK



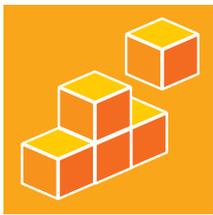
NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2010年1月改定



環境大臣認定
エコ・ファースト企業



うれしい積立機能が あなたの夢をひろげます。

満期返れい金のお楽しみ



レジャー資金、お子様の教育資金に・・・

満期時には、ご契約プランに応じた満期返れい金をお支払いします。また、積立部分の保険料を日本興亜損保が運用した結果、予定利回りを超えた場合には、満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。

※積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。



いざというとき、とても便利な キャッシングサービス

ご契約はそのまま、キャッシングサービス(契約者貸付)が簡単な手続きで受けられます。

※ただし、ご契約期間の初日から2か月未満(一時払は1か月未満)の場合、満期日まで4か月未満の場合、または質権が設定されている場合など、ご利用いただけない場合があります。また、貸付金額は5万円以上で契約者貸付請求書に記載の範囲内の額とさせていただきます。



ニーズにあわせたプランニング機能

ご契約期間(保険期間)、保険料のお払込方法を複数ご用意しております。また、満期返れい金は所定の範囲内でご予算に合わせて設定できます。

<ご契約期間>

3年

10年

<保険料のお払込方法>

一時払

年払

半年払

月払

長期にわたって 安心

長期契約ですから、
1年ごとの継続手続きは必要なく、
長期にわたって安心です。
その間継続もれの心配もありません。



環境への 取組み

Eco-Net約款(えこねっと約款)について

【対象となるご契約】ご契約者が**個人のご契約**

「リブロック」では、地球環境保護のため、紙の使用量を削減するEco-Net約款*を導入しております。趣旨にご賛同いただき、Eco-Net約款をご選択いただいた個人のご契約者には**50ポイント分の「エコ・アクション・ポイント」**を進呈いたします。

*「安心ガイド(ご契約のしおり)」を、日本興亜損保のホームページ内で閲覧いただく方法です。(保険証券は作成し、お届けいたします。)

<エコ・アクション・ポイント事業について>

家庭の温室効果ガスを削減するため、環境省が推進する事業です。エコ・アクション・ポイントを貯めるとさまざまなエコ関連商品などと交換することができます。

<ご注意>・Eco-Net約款は個人のご契約者が対象です。法人のご契約者は対象となりませんのでご注意ください。
・エコ・アクション・ポイントを取得いただく際は、日本興亜損保のホームページ内に開設された「お客様専用サイト(安心My.com)」をご覧いただき、一定期間内に手続きを行っていただく必要があります。
※Eco-Net約款およびエコ・アクション・ポイントの詳細につきましては、「Eco-Net約款チラシ」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



個人のお客様向け



充実した補償が 確かな安心をささえます。

財産 の補償

- ➔ さまざまな事故からあなたの財産をお守りします！
- ➔ 保険金は新築、新品価格基準でお支払いします！
- ➔ 保険金のお支払いが何回あってもご契約金額(保険金額)は減額されません！
※保険金のお支払いにより、ご契約が終了となる場合を除きます。
なお、ご契約が終了となる場合につきましてはパンフレット裏面「●ご注意事項」をご覧ください。



全損時 の大きな補償

- ➔ 保険の対象が全損(損害割合*が80%以上となった場合)となり、損害額がご契約金額を超えてしまった場合には、ご契約金額の2倍を限度に損害額を補償します！
*保険の対象の価額に対する損害額の割合をいいます。
※保険の対象、事故の内容によっては、この補償の対象とならない場合があります。詳しくは3ページの「全損時の大きな補償」をご覧ください。

賠償責任 の補償

- ➔ 日常生活のさまざまな賠償責任を補償します！
(示談交渉サービス付*) **【個人賠償責任補償特約】 オプション**
※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この特約と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。
- ➔ 偶然な事故による大家さんに対する賠償責任を補償します！
【借家人賠償責任総合補償特約】 オプション



- * 個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- ※1 示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者(個人賠償責任補償特約の補償を受けられる方をいいます。)および被害者の方の同意が必要となります。
- ※2 借家人賠償責任総合補償特約の対象となる事故の場合は、取扱代理店および日本興亜損保は示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをいたしますが、示談交渉をお引き受けすることはできませんのでご了承ください。

ご契約いただいた方への頼れるサービス！

「リブロック」のご契約者とそのご家族なら、どなたでも次の無料電話相談サービス「日本興亜ふれあいサークル」をご利用いただけます。

■ 水まわり・鍵開け緊急サービス

日常生活の中で起こる水まわり、鍵開けなどのトラブルに、専門業者を手配し対処します。
※作業費用・出張費用などの実費はお客様のご負担となります。

■ 年金・税務・法律相談サービス

年金、税務、法律に関するご相談に専門家がお応えします。
※正式に委託される場合の費用はお客様のご負担となります。

■ 健康・医療相談サービス

健康、医療、メンタルヘルスの相談や医療機関情報などの提供を行います。

■ 介護関連相談サービス

介護相談、介護サービスのお取次ぎを行います。

- ※上記のサービスは、2013年5月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※上記サービスのうち「水まわり・鍵開け緊急サービス」「年金・税務・法律相談サービス」は株式会社プライムアシスタンスに、「介護関連相談サービス」「健康・医療相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施を委託しています。
- ※詳しくは「日本興亜ふれあいサークルチラシ」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【税法上の取扱い(個人契約の場合)】(2013年5月現在)

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。
一時所得金額 = (満期返れい金 + 契約者配当金 - 払込保険料総額 - 特別控除額*) × $\frac{1}{2}$
* 1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。
- 地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた地震保険料は、所得税、住民税について所得控除を受けることができます(地震保険料控除)。控除限度額は、他の地震保険料控除の対象となる保険料と合算して所得税について毎年50,000円、住民税について毎年25,000円です。
- ※ 1. 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 2. 法人契約または個人事業主契約の取扱いにつきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



さまざまなリスクに、充実した補

財産の補償

「限定危険補償特約」をセットされた場合、⑪と⑬の事故による損害は補償されません。また、

<p>1 火災</p>	<p>2 落雷</p>	<p>3 破裂・爆発</p>	<p>4 風災・</p> <p>※保険の対象が建物、品・製品等である場 円以上となったと</p>
<p>8 盗難</p> <p>※保険の対象が商品・製品等である場合 は、お支払いの対象となりません。</p>	<p>9 通貨等・預貯金証書 ・乗車券等の盗難</p> <p>※保険の対象が家財または設備・什器等の 場合に限ります。</p>	<p>10 水災</p> <p>※床上浸水もしくは地盤面より45cmを 超える浸水が生じたときにお支払いし ます。また、保険の対象が建物または家 財の場合は、損害割合が30%以上のと きにもお支払いします。</p>	<p>11 ①～⑩ かつ突</p> <p>※保険の対象が建 に限ります。</p>

<p>臨時費用 上記①～⑦の事故で臨時に生じる費用</p>	<p>残存物取片づけ費用 上記①～⑦の事故で損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用</p>	<p>失火見舞費用 上記①または③の事故で第三者の所有物に損害が生じた場合に生じる見舞金などの費用</p>	<p>地震火災費用 地震等を原因とする火災で保険の対象に損害が生じた場合に臨時に生じる費用</p>	<p>修理付帯費用 上記①～⑧、⑩故で損害が生じた復旧に当たり調査費用、仮</p>
--	---	--	--	--

※建物のみのご契約では、その建物に収容される動産(家財、設備・什器等および商品・製品等)の損害は補償されません。建物とは別に動産のご契約金額を

全損時の大きな補償

下表の事故により保険の対象が全損(損害割合が80%以上)となり、実際の損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍を限度として、実際の損害額を補償します。

保険の対象	対象となる事故
建物	上記①から⑧、⑩および⑪の事故
家財	上記①から⑧および⑩の事故
設備・什器等	上記①から⑧までの事故

※保険の対象が商品・製品等または明記物件である場合はこの補償の対象とはなりません。
※限定危険補償特約をセットされた場合は、①から⑧までの事故が対象となります。

<お支払例> 再調達価額(新価)1,000万円の建物が全焼した場合(損害額1,000万円)

①ご契約金額を600万円とした場合 損害額(1,000万円)がお支払いの限度となります。	②ご契約金額を300万円とした場合 ご契約金額の2倍(600万円)がお支払いの限度となります。
<p>損害保険金(追加支払分) 340万円</p> <p>特別費用保険金60万円</p> <p>損害保険金 600万円</p>	<p>損害保険金(追加支払分) 270万円</p> <p>特別費用保険金30万円</p> <p>損害保険金 300万円</p>

賠償責任の補償 オプション

個人賠償責任補償特約



偶然な事故により水もれを起こし、階下が水びたしになり法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この特約と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

借家人賠償責任総合補償特約

偶然な事故により借家でボヤを出し、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。



償機能でお応えします。

このパンフレットで使用されている主な用語のご説明を6ページの「●用語のご説明」に掲載しておりますので、ご覧ください。なお、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

オプションの持ち出し家財の破損損害等補償特約、建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約をセットすることはできません。

<p>ひょうさい 雹災・雪災</p>  <p>設備・什器等または商 場合は、損害額が20万 ぎに限りま。</p>	<p>5 建物外部からの 物体の飛来・衝突など</p> 	<p>6 給排水設備または他の 戸室に生じた事故に よる水濡れ</p> 	<p>7 騒擾・集団行動・ 労働争議に伴う暴力・ 破壊行為</p> 
<p>以外の不測 発的な事故</p>  <p>物または家財の場合</p>	<p>12 国内における持ち出し 家財の①～⑧による損害</p>  <p>※保険の対象が家財の場合に限りま。</p>	<p>13 電化製品の電氣的 ・機械的的事故</p>  <p>※保険の対象が家財の場合に限りま。 また、対象となる電化製品につきま しては、5ページをご覧ください。</p>	<p>オプション 持ち出し家財の⑩以外の 不測かつ突発的な事故</p>  <p>(持ち出し家財の破損損害等補償特約を) セットされた場合 ※保険の対象が家財の場合に限りま。</p>

※保険の対象が家財、設備・什器等または商品・製品等である場合には、①～⑩および⑬の事故は契約申込書記載の建物内における事故に限りま。

<p>および⑩の事 た保険の対象 必要となる原 修理費用など</p> 	<p>水道管修理費用 凍結によりこわれた専用水道管 の修理費用</p> 	<p>ドアロック交換費用 国内で鍵が盗まれたことにより 生じるドアロック(錠)の交換に 必要な費用</p> 	<p>特別費用 保険の対象が全損(損害割合が 80%以上)となった場合に生じ る特別な費用 ※保険の対象が商品・製品等また は明記物件である場合は、お支 払いの対象となりません。</p> 	<p>損害防止費用 上記①～③の事故による損害の 発生および拡大の防止のために 支出した必要または有益な費用</p> 
--	--	--	---	---

お決めになり、ご契約ください。

その他の補償 オプション

他にも次の補償 オプション をご用意
しております。
詳しくは6ページをご覧ください。

**建物付属機械設備等
電氣的・機械的的事故補償特約**

建物罹災時の仮すまい費用補償特約

地震災害による仮すまい費用補償特約

！ 地震保険

地震保険をあわせてご契約いただくことにより、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

「リブロック」では地震等による損害は、補償されません。*
地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)によって生じた損害だけでなく、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されませんので、地震保険をおすすめします。なお、地震保険をおつけになれる対象は、次のとおりです。

- 居住用建物
- 家財(ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等や自動車などは除きます。)

※詳しくは「地震保険パンフレット」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

*「リブロック」では、地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金としてご契約金額の5%をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。

<お支払例>



地震で家が倒壊した 地震で火災が起こり家が焼けた 津波により家が流された

「リブロック」とセットでご契約いただき、地震保険料を別途お払い込みいただくことが必要となります。

●主な補償内容について

※限定危険補償特約をセットされた場合、⑪と⑬の事故による損害は補償されません。また、**オプション**の持ち出し

保険金・特約の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合												
<p>損害保険金・水害保険金 (対象となる事故) ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 (建物、設備・什器等、商品・製品等については損害額が20万円以上となった場合) ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑥給排水設備または他の戸室に生じた事故による水濡れ ⑦騒擾・集団行動・労働争議などに伴う暴力・破壊行為 ⑧盗難 (商品・製品等は除きます。) ⑨通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難 (家財、設備・什器等を保険の対象とした場合) ⑩水災 (保険の対象が建物、家財の場合は損害割合が30%以上のときまたは床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水が生じたとき、保険の対象が設備・什器等、商品・製品等の場合は床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったとき) ⑪上記①から⑩以外の不測かつ突発的な事故 (建物、家財を保険の対象とした場合)</p> <p>※保険の対象が家財、設備・什器等または商品・製品等である場合には、①から⑩までの事故は契約申込書記載の建物内における事故に限ります。</p>	<p>お支払いする保険金の額を算出する際に基準となる保険の対象の価額および損害額は、保険の対象の再調達価額(新価)によって算定します。ただし、貴金属等については、時価によって算出し、1個、1組または1対につき30万円を超える場合は、その価額および損害額は30万円とみなします。(①から⑩まで共通) ※保険の対象が修理可能な場合には、損害額は修理費または保険の対象の価額のいずれか低い額によって算定します。</p> <p>(1)左記①から⑩および⑪の事故に対する損害保険金 イ.右記算式によって算出した額をお支払いします。 損害額*1 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{再調達価額(新価)} \times 60\%}$ (付保割合条件付実損払特約をセットされない場合) ※左記①から⑩までの事故による損害については、ご契約金額または損害額のいずれか低い額が限度。左記⑪の事故による損害については、保険の対象が建物である場合はご契約金額または損害額のそれぞれから自己負担額*2を控除した額のいずれか低い額、保険の対象が家財である場合は損害額から自己負担額*2を控除した額または30万円のいずれか低い額が限度。</p> <p>ロ.保険の対象が建物、家財または設備・什器等である場合*3において、損害割合(保険の対象の価額に対する損害額の割合)が80%以上となり、かつ、上記イ.の損害保険金の額および特別費用保険金の額の合計額が損害額*1に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記イ.の損害保険金に追加してお支払いします。 $\left(\text{ご契約金額の2倍または損害額の} \right) - \left(\frac{\text{上記イ.の損害}}{\text{保険金の額}} \right) - \left(\frac{\text{特別費用}}{\text{保険金の額}} \right)$ のいずれか低い額*4</p> <p>*1 左記①の事故による損害については、損害額から自己負担額*2を控除した額とします。 *2 自己負担額は、保険の対象が建物である場合は1事故につき1万円、保険の対象が家財である場合は1事故につき3,000円です。 *3 左記⑪の事故による損害については、保険の対象が建物である場合に限ります。 *4 左記⑪の事故による損害については、ご契約金額の2倍または損害額のいずれか低い額から自己負担額*2を控除した額とします。</p> <p>(2)左記⑩の事故による損害に対する損害保険金 1事故につき1敷地内ごとに、次の額を限度としてお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="319 896 1117 1019"> <tr> <td>通貨等</td> <td>生活用、業務用とも50万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書</td> <td>生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・什器等のご契約金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>生活用、業務用とも5万円</td> </tr> </table> <p>(3)左記⑪の事故による損害に対する水害保険金 (限定危険補償特約をセットされた場合につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)をご覧ください。) イ.次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="319 1108 1117 1243"> <tr> <td>保険の対象</td> <td>水害保険金の額</td> </tr> <tr> <td>建物、家財</td> <td>ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合</td> </tr> <tr> <td>設備・什器等、商品・製品等</td> <td>ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)</td> </tr> </table> <p>ロ.保険の対象が建物または家財である場合において、損害割合が80%以上となり、かつ、上記イ.の水害保険金の額および特別費用保険金の額の合計額が損害額に満たないときは、次の算式によって算出した額を、上記イ.の水害保険金に追加してお支払いします。 $\left(\text{ご契約金額の2倍または損害額の} \right) - \left(\frac{\text{上記イ.の水害}}{\text{保険金の額}} \right) - \left(\frac{\text{特別費用}}{\text{保険金の額}} \right)$ のいずれか低い額</p>	通貨等	生活用、業務用とも50万円	預貯金証書	生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・什器等のご契約金額のいずれか低い額	乗車券等	生活用、業務用とも5万円	保険の対象	水害保険金の額	建物、家財	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合	設備・什器等、商品・製品等	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または被保険者(この保険の補償を受けられる方)の故意・重大な過失、法令違反 ●ご契約者または被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ●被保険者または被保険者側へ属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為 ●保険の対象(家財、設備・什器等)の置忘れまたは紛失 ●火災などの事故の際における保険の対象の盗難 ●保険の対象である動産が契約申込書記載の建物外にある間に生じた盗難(ただし、持ち出し家財に該当する場合はお支払いします。) ●持ち出し家財である自転車・原動機付自転車の盗難 ●持ち出し家財の置き、車上ねらい ●運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変・暴動 ●地震等(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●核燃料物質、核燃料物質に汚染された物の特性による事故 など <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の物は保険の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。) ・通貨等、預貯金証書、乗車券等(ただし、左記⑨および⑩-3の損害の場合は、保険の対象となります。) ・有価証券、印紙、切手 ・動物、植物などの生物 ・稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿 ・テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 など <p>【左記⑩および⑩-2固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え、収用など国または公共団体の公権力の行使による損害 ●自然の消耗、劣化、さび、かび、変質、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ●保険の対象の欠陥による損害 ●被保険者と生計を共にする親族または保険の対象の使用・管理を委託された者の故意による損害 ●保険の対象に対する加工、修理などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害 ●不測かつ突発的な外来の事故を直接の原因としない電氣的・機械的の事故による損害 ●詐欺・横領による損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動などによる損害*1 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなど外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ●風、雨などの吹込み・漏入*1 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡について生じた損害 ●楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色または音質の変化 ●給排水設備に生じた損害*1 ●電球、ブラウン管などの管球類に生じた損害*1 ●次の物に生じた損害*2 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの移動体通信端末機器 ・携帯型電子事務機器(ノート型パソコン、電子手帳など) ・ラジオコントロール模型 ・自転車、原動機付自転車 ・雪上オートバイ、ゴーカート ・サーフボード、ウィンドサーフィン など ●山岳登山、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間のその運動のための用具に生じた損害*2 <p>*1 ⑩の場合のみ *2 ⑩-2の場合のみ</p> <p>など</p>
通貨等	生活用、業務用とも50万円													
預貯金証書	生活用:200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額 業務用:300万円または設備・什器等のご契約金額のいずれか低い額													
乗車券等	生活用、業務用とも5万円													
保険の対象	水害保険金の額													
建物、家財	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×損害割合													
設備・什器等、商品・製品等	ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額×5% (1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)													
<p>⑫持ち出し家財保険金 (家財を保険の対象とした場合)</p>	<p>契約申込書記載の建物から一時的に持ち出された家財に、次のような事故により損害が生じた場合、次の額をお支払いします。 ※持ち出し家財の破損損害等補償特約 オプション をセットされた場合には、⑩-2および⑩-3の事故もお支払いの対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="319 1489 1117 1769"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本国内における上記①から⑩までの事故</td> <td>損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)</td> </tr> <tr> <td>日本国内における上記①から⑩以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑩-2)</td> <td>1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額 (1事故につき50万円が限度)</td> </tr> <tr> <td>契約申込書記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・乗車券等・5万円、預貯金証書・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑩-3)</td> <td>損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	お支払いする保険金の額	日本国内における上記①から⑩までの事故	損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)	日本国内における上記①から⑩以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑩-2)	1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額 (1事故につき50万円が限度)	契約申込書記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・乗車券等・5万円、預貯金証書・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑩-3)	損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)					
事故の種類	お支払いする保険金の額													
日本国内における上記①から⑩までの事故	損害額(1事故につき家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額が限度)													
日本国内における上記①から⑩以外の不測かつ突発的な事故、日本国外における不測かつ突発的な事故(⑩-2)	1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を差し引いた額 (1事故につき50万円が限度)													
契約申込書記載の建物外における被保険者が携行している生活用の通貨等・乗車券等・5万円、預貯金証書・預貯金証書・乗車券等の盗難(⑩-3)	損害額(1事故につき通貨等・乗車券等:5万円、預貯金証書:50万円が限度)													
<p>⑬電化製品損害保険金 (家財を保険の対象とした場合) ※契約申込書記載の建物内における事故に限ります。</p>	<p>電化製品*が電氣的・機械的の事故により故障した場合、1事故につき損害額から3,000円(自己負担額)を控除した額をお支払いします。(1事故につき30万円が限度) *電化製品とは、電力をコンセントにより取り入れて作動するもの(電圧をい)、電池のみで作動するものを含みません。また、保険金のお支払いの対象となる電化製品は、新品にて購入した日(購入した日が確認できない場合は製造日)からその日を含めて3年以内のものに限り、空調設備、電気設備または給排水設備などの建物付属設備は除きます。ただし、契約申込書記載の建物の建築後に取り付けられた冷暖房装置は対象となります。なお、保険金ご請求の際には、領収証・保証書などの購入日・保証内容が確認できる資料をご提出ください。</p>													
<p>臨時費用保険金</p>	<p>上記①から⑦までの事故で損害保険金をお支払いする場合、上記(1)イ.の損害保険金の30%をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合は100万円、それ以外は500万円が限度)</p>													
<p>残存物取片づけ費用保険金</p>	<p>上記①から⑦までの事故で損害保険金をお支払いする場合において、損害が生じた保険の対象の取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用が生じた場合、実際に支出した費用をお支払いします。(上記(1)イ.の損害保険金の10%が限度)</p>													

し家財の破損損害等補償特約、建物付属機械設備等電氣的・機械的的事故補償特約をセットすることはできません。

保険金・特約の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合								
失火見舞費用保険金	左記①または③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合、被災世帯数×50万円をお支払いします。(1事故につきご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額の20%が限度)	【失火見舞費用保険金】固有 ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分から発生した火災、破裂・爆発による損害 ●煙損害または臭気付着による損害 など								
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合、ご契約金額または再調達価額(新価)のいずれか低い額の5%をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度)									
修理付帯費用保険金	左記①から⑧、⑩および⑪の事故により保険の対象に損害が生じ、その復旧のために原因調査費用や仮修理費用などが生じた場合、必要かつ有益な費用に対して、その実費をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、住居専用建物の場合はご契約金額もしくは再調達価額(新価)のいずれか低い額の10%または100万円のいずれか低い額、それ以外はご契約金額もしくは再調達価額(新価)のいずれか低い額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)									
水道管修理費用保険金	契約申込書記載の建物の専用水道管が凍結によりこわれ、これを自己の費用で修理された場合、その実費をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度)	【水道管修理費用保険金】固有 ●第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管に生じた損壊 ●パッキングのみに生じた損壊 など								
ドアロック交換費用保険金	日本国内において鍵が盗まれ、契約申込書記載の建物のドアロック(錠)の交換費用が生じた場合、その実費をお支払いします。(ドアロック(錠)1個ごとに3万円が限度、1事故につき合計200万円が限度)									
特別費用保険金 (建物、家財、設備・什器等を 保険の対象とした場合)	次の事故により保険の対象に損害割合が80%以上となる損害が生じた場合、左記(1)イの損害保険金または左記(3)イの waters 保険金の10%をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>建 物</th> <th>家 財</th> <th>設備・什器等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる事故</td> <td>左記①から⑧、⑩および⑪の事故</td> <td>左記①から⑧および⑩の事故</td> <td>左記①から⑧までの事故</td> </tr> </tbody> </table> <p>※限定危険補償特約をセットされた場合は、左記①から⑧までの事故がお支払いの対象となります。</p>	保険の対象	建 物	家 財	設備・什器等	対象となる事故	左記①から⑧、⑩および⑪の事故	左記①から⑧および⑩の事故	左記①から⑧までの事故	
保険の対象	建 物	家 財	設備・什器等							
対象となる事故	左記①から⑧、⑩および⑪の事故	左記①から⑧および⑩の事故	左記①から⑧までの事故							
損害防止費用	左記①から③までの事故で損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、右記の額をお支払いします。(付保割合条件付実損払特約をセットされない場合)	$\text{実費} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{再調達価額(新価)} \times 60\%}$ (実費が限度)								
オプション 建物付属機械設備等 電氣的・機械的的事故補償特約 (建物を保険の対象とした場合)	エレベーターなど建物の付属機械設備等*について、電氣的・機械的の事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円) *「建物の付属機械設備等」の詳細につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)に記載の建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約をご覧ください。	【建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約】固有 ●次の機械設備などは電氣的・機械的の事故の保険の対象となりません。 ・ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除きます。)、管球類 ・コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具 ・消火剤、薬液、レンガ ・ボイラ など								
オプション 建物罹災時の 仮すまい費用補償特約	左記①から⑪までの事故で損害保険金または水害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。									
オプション 地震災害による 仮すまい費用補償特約 (地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。)	地震等を原因とする次に掲げる事由のいずれかにより契約申込書記載の建物に住めなくなった際の宿泊・賃借費用および移転費用をお支払いします。ただし、1事故につき人数×1万円×支払対象日数、または100万円のいずれか低い額が限度となります。 (1)建物に再調達価額(新価)の20%以上の損害が生じたこと。 (2)建物の焼失または流失した部分の床面積が20%以上となる損害が生じたこと。 (3)地すべりその他の災害により、建物に急迫した危険が生じたため、その建物に住居することが不可能または危険な状態となったこと。 (4)建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと。 (5)建物に対し警察その他の行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。	左記の事由が地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した場合								
オプション 個人賠償責任補償特約	次の偶然な事故により、ご本人*1またはご家族*2が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されることにより支払うべき損害賠償金*3をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ①日常生活にかかわる偶然な事故 ②契約申込書記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 *1 契約申込書のこの特約の被保険者本人欄に記載される方をいいます。 *2 ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 *3 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。	【共通】 ●ご契約者または被保険者の故意 ●地震等、戦争その他の変乱 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 など 【個人賠償責任補償特約】固有 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の損壊などについての損害賠償責任 ●航空機、車両・船舶(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)、または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など								
オプション 借家人賠償責任総合 補償特約	【借家人賠償責任保険金】 偶然な事故により被保険者*1の借用する契約申込書記載の建物や戸室に損害が生じたことにより、被保険者*1がその借用建物や戸室について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担されることにより損害を被った場合、1事故につき支払限度額内の損害賠償金の額*2をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 【修理費用保険金】 偶然な事故により被保険者*1の借用する契約申込書記載の建物や戸室に損害が生じたことにより、貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理した場合、1事故につき修理費用の実費から3,000円(自己負担額)を差し引いた額を、300万円を限度にお支払いします。 *1 契約申込書のこの特約の被保険者欄に記載される方をいいます。 *2 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。	【借家人賠償責任総合補償特約】固有 ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●電氣的・機械的の事故 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 など								

●用語のご説明

用語	ご説明
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券(定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品をいいます。
再調達価額(新価)	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
時価	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
明記物件	明記物件補償特約の保険の対象として、ご契約金額とともに契約申込書に明記される1個、1組または1対ごとの価額が30万円を超える貴金属等をいいます。
地震等	地震、噴火またはこれらによる津波をいいます。

●ご注意事項

【ご契約金額について】

●ご契約金額は、ご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額の60%以上でお決めください。(ただし、ご契約時における保険の対象を再築・再取得するために必要な額を超えないようにお決めください。)

<ご注意>

- ①事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の60%未満となっており、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。
 - ②お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍に相当する額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。
- 上記の引受条件のほかに「付保割合条件付実損払特約」をセットすることにより、ご契約金額をご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額に合わせることで、保険料を割引く引受条件(a)や、保険料は割増となりますが、ご契約金額がご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額の60%未満であって、ご実際の損害額を補償する引受条件(b)もございます。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

<ご注意>

- ①上記(a)の引受条件は、事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の80%未満となっており、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。上記(b)の引受条件は、事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の30%未満となっており、お支払いする保険金の額は、実際の損害額を下回ります。
- ②お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍に相当する額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。

【**貴重金属等の取扱い**】

●保険の対象が貴重金属等である場合には、時価を基準として保険金をお支払いします。●保険の対象である貴重金属等について1個、1組または1対ごとの価額または損害額が30万円を超える場合は、その価額または損害額は30万円とみなします。

【**割引制度について**】

●「リブロック」では、ご契約の保険料に次の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきますので、詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

割引名称	適用条件の概要
消火設備割引*	保険の対象である建物に自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件(昼夜を問わず監視する者がいるなど)を満たしている場合

* 住居専用建物およびその収容家財は本割引の対象外です。

【**ご契約にあたっての注意事項**】

- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お払いいただいた保険料より少ない金額になります。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする重要事項説明書に記載された「クーリングオフ説明書」をご覧ください。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は満期返戻金をお支払いする際に提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- 保険料のお払込み方法が年払・半年払・月払のご契約において、保険料のお払込みがない場合は、あらかじめ反対のお申し出がない限り、所定の範囲内でお立て替え(振替貸付)します。この場合、お立替金額に対して利息(年6%)をいただきます。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約いただく場合には、税務上、借入金と保険料がひも付きの見合い関係にあることも、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。
- 月払または団体扱・集団扱月払契約の場合、満期日近くの保険料のお払込みは満期返戻金お支払手続きの関係上、満期返戻金からの差引きによるお払込みにかえさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 「リブロック」の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造(柱の材質)または耐火性能などによって異なります。
※法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
※他社の火災保険契約からお替の場合は、その旨お申し出ください。

※1個、1組または1対ごとに30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。(明記物件補償特約をセットしてのお引受けとなります。ただし、ご契約金額は100万円を限度とします。)

【**保険金お支払い後のご契約について**】

下記①から③までの場合には、ご契約はその保険金お支払いの原因となった損害が生じた時に終了し、満期返戻金および契約者配当金はお支払いできません。また、保険料のお払込み方法を一時払(全期前納を含みます。)とするご契約を除き、お払い込みいただいた保険料に対する返戻金もお支払いできません。●保険料のお払込み方法を一時払(全期前納を含みます。)とするご契約については、ご契約が終了した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料に対する返戻金をお支払いします。●個人賠償責任補償特約などの一部の特約および地震保険については、既に経過したご契約期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。

なお、下記①から③までの場合に該当しない限り、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されず、ご契約は満期日まで存続します。

- ①損害保険金または水害保険金をお支払いする事故*により、保険の対象である建物、家財または設備・什器等について損害割合が80%以上となる損害が生じた場合
●保険の対象が建物である場合は5ページ記載の①から⑧、⑩および⑪の事故、保険の対象が家財である場合は5ページ記載の①から⑧および⑩の事故、保険の対象が設備・什器等である場合は5ページ記載の①から⑧までの事故が対象となります。(限定危険補償特約をセットされた場合は、5ページ記載の①から⑧までの事故が対象となります。)
- ②保険の対象である商品・製品等について、損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が再調達価額(新価)を超えるときは再調達価額(新価)の100%の額となった場合
- ③保険の対象である明記物件について損害保険金*、水害保険金または持ち出し家財保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故でご契約金額(ご契約金額が時価を超えるときは時価)の100%の額となった場合
●自己負担額(免責金額)の適用がある場合は、自己負担額(免責金額)の適用がないものとして算出した損害保険金の額とします。

- 「リブロック」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、「リブロック」について料率改定および割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご承知おきください。
※地震保険を自動的に継続する方式で「リブロック」のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更いたします。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。

【**代理店の役割について**】

- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

- ◆「リブロック」はすまいとおみせの積立保険のペットネームです。
- ◆このパンフレットはすまいとおみせの積立保険の概要を説明したものです。詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ◆ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【**事故が発生した場合のお手続き**】

- ただちに**ご連絡**ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
●**取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)**
●**事故受付センター 0120-250-119**【受付時間:24時間×365日】
- 「**休日事故現場急行サービス**」がご利用いただけます。
休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が生じた場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。
●**ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間:土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】**
- 必ず**事前**にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡**をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
- 保険金請求権**につきましては、**時効(3年)**がありますのでご注意ください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
(12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで